

墨田区子ども・若者計画

平成 31 年度～平成 35 年度（2019 年度～2023 年度）

概要版

子ども・若者が青年期に社会的自立を果たし

「人と人とのつながり」を大切にしながら地域に貢献できる

地域力あふれるまち“すみだ”を目指して

平成 31（2019）年 3 月

墨 田 区

計画の策定にあたって

👉 計画策定の趣旨

子ども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。

本区においても、全ての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図るため「墨田区子ども・若者計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

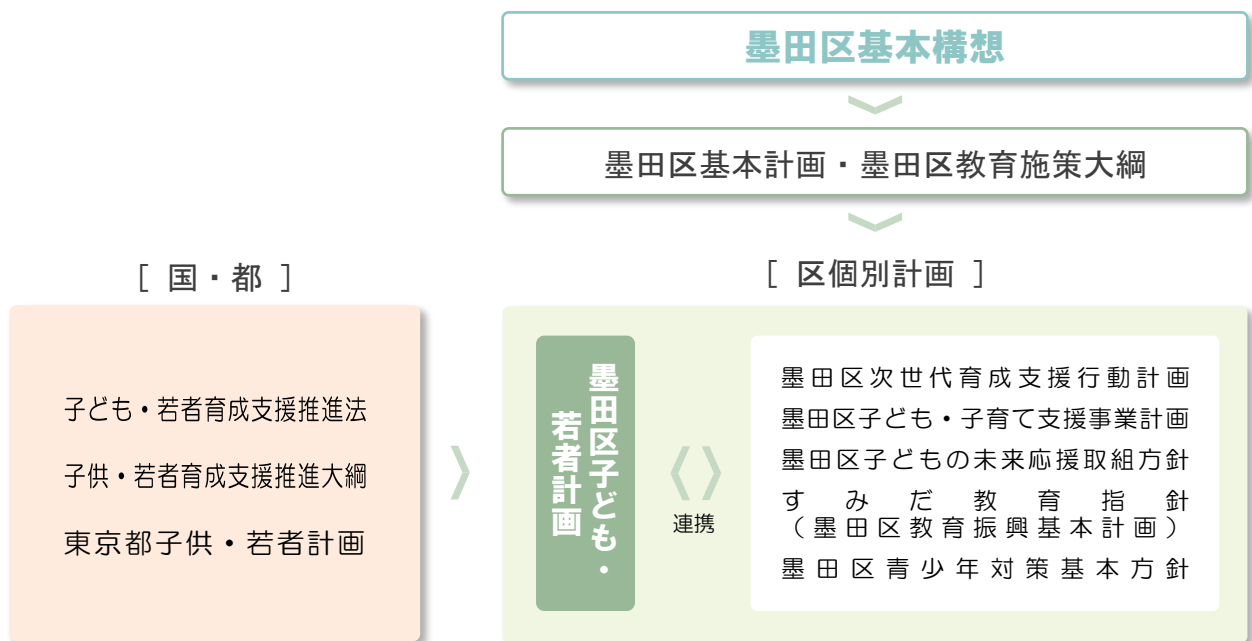
👉 計画の位置付けと性格

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」です。

また、「墨田区基本構想」、「墨田区基本計画」及び「墨田区教育施策大綱」の理念のもと、

「墨田区子ども・子育て支援事業計画」、「墨田区子どもの未来応援取組方針」「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」、「墨田区青少年対策基本方針」などの関連する計画との連携を図ります。

[計画の位置付け図]



👉 計画の対象

本計画の対象となる子ども・若者の範囲は、国が定めた「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案し、乳幼児期から青年期まで（30歳未満）を対象としますが、施策によっては、ポスト青年期まで（40歳未満）も対象とします。

👉 計画の期間

計画期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度の5年間とします。

基本的な考え方

👉 目指すべき姿及び基本方針

本計画は、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「東京都子供・若者計画」を踏まえ、全ての子ども・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援することを計画の理念として設定します。

「社会的自立」については、多様な解釈が可能ですが、本計画では、「子供・若者育成支援推進大綱」の理念等を踏まえ、社会的自立を果たした青年の姿を、社会との関わりの中で自立した個人としての自己を確立し、社会に適應するのみならず、自らの力で未来の地域社会をよりよいものに変えていく力を身に付けた青年と位置付けます。

[目指すべき姿]

🌸
全ての子ども・若者が、
青年期に社会的自立を果たすことができる



「子供・若者育成支援推進大綱」及び「東京都子供・若者計画」に沿うかたちで、3つの基本方針をきっかけ、施策の方向に基づく事業を展開していきます。

また、子ども・若者の「社会的自立」を目的としていることから、墨田区子ども・子育て支援事業計画等との整合を図り、子育て支援の施設整備計画等を除いて、若者の自立支援に重点を置いた事業を推進していきます。

基本方針

1

全ての子ども・若者の
健やかな成長と
自立に向けた支援

基本方針

2

子ども・若者の
健やかな成長を社会
全体で支えるための
環境整備

基本方針

3

困難を有する
子ども・若者や
その家族への支援

計画の体系

[基本理念]

青年期に社会的自立を果たすことができる
全ての子ども・若者が、

[現状課題]

国の「子供・若者育成支援推進大綱」及び
「平成30年度墨田区青少年対策基本方針」より

- 若者の自立性や社会性を育む取組が必要
- 地域におけるつながりの希薄化への対応が必要
- 各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育てるキャリア教育、就業能力開発の機会の充実が重要
- 円滑な就職支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等による若者の雇用安定化と所得向上が重要
- 親が不安や負担を抱えやすい現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要
- 地域住民、NPO等が子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要
- 違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要
- SNSによる犯罪被害の防止に向けた取組が必要
- 薬物乱用の防止や非行防止に向けた取組が必要
- いじめ、不登校、ひきこもり問題への対応が必要
- 貧困の連鎖を断つための取組、児童虐待を防止するための取組が必要
- 子供・若者、家族に対して、個々の状況を踏まえた対応が必要

[基本方針]

[方向性]

基本方針 1

全ての子ども・若者の
健やかな成長と
自立に向けた支援

(1) 基本的な生活習慣の形成

(2) 確かな学力と豊かな人間性の育成

(3) 社会貢献・社会参画の促進

(4) 職業的自立の支援

基本方針 2

子ども・若者の
健やかな成長を社会
全体で支えるための
環境整備

(1) 家庭教育への支援

(2) 家庭・地域・学校の連携

(3) 子ども・若者の育成環境の整備

基本方針 3

困難を有する
子ども・若者や
その家族への支援

(1) いじめ・不登校対策

(2) 障害のある子ども・若者への支援

(3) 若年無業者（ニート）・ひきこもり対策

(4) 非行・犯罪への対策と子ども・若者への支援

(5) 特に配慮が必要な子ども・若者への支援
(ひとり親・生活困窮家庭、自殺対策、外国人、性同一性障害等)

推進体制等の整備

区と家庭・学校・地域等との連携推進

家庭・学校・地域等がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに協力・連携して課題解決に取り組んでいくことが重要です。子ども・若者が健やかに成長し、地域社会の一員として

活躍していくことができるように、連携・協働のための仕組みづくりや自助・共助・公助のネットワーク構築に向けた検討を進めていきます。

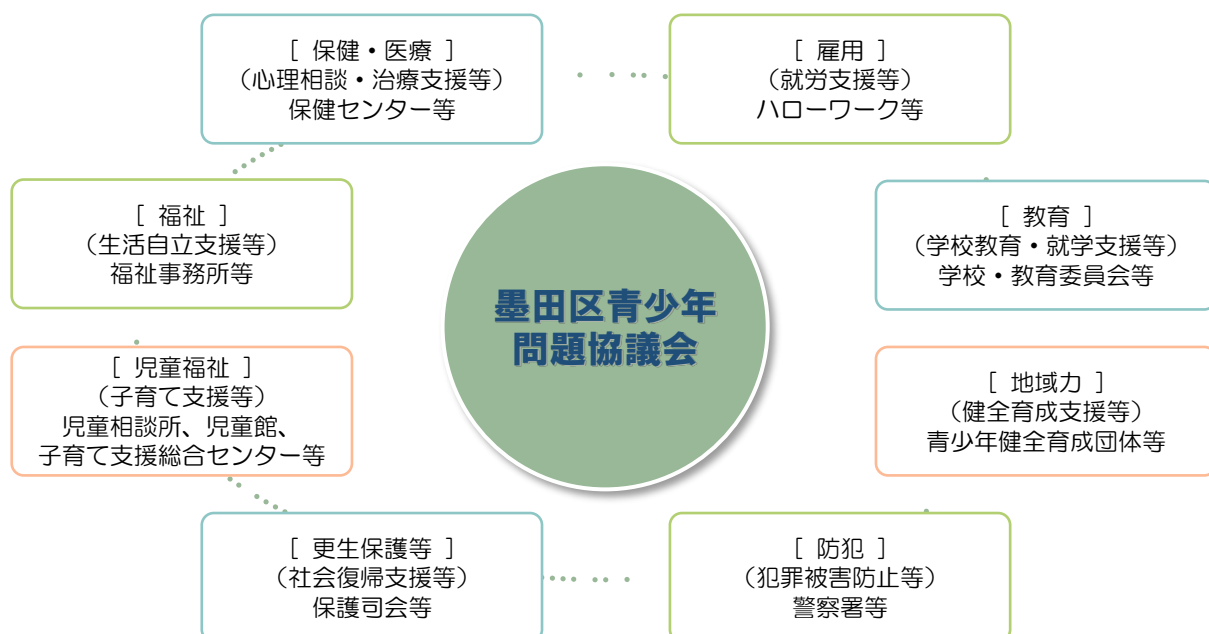
関係機関等との連携強化

- 一層の効果的な施策を展開していくため、墨田区青少年問題協議会の構成員やその他関係機関等との連携を強化していきます。
- 多岐にわたる相談内容に対応するため、本区庁内の相談組織の連携を強化するとともに、他関係機関の相談機関とも連携し、ネットワークを充実させていきます。
- 民間団体等との連携・協働も進めていきます。

推進体制・計画の進行管理

- 「墨田区青少年問題協議会」において、事業の実施状況を把握、点検していくとともに、子ども・若者の意向の反映に努め、社会状況に応じた切れ目のない施策の推進を図っていきます。
- 計画期間中においても、必要に応じて新たな対策を講じていきます。

[推進体制のイメージ図]



子ども・若者に関する相談窓口一覧

子育てに関すること

事業・機関名	電話番号	曜日・時間
子育てひろば	両国子育てひろば 03-3621-1314 文花子育てひろば 03-3616-0393	(火)～(日)午前9時～午後6時
子育て支援総合センター	03-5630-6677	(月)～(金)午前9時～午後6時
母子(ひとり親)相談、家庭相談	03-5608-1295	(月)～(金)午前8時30分～午後5時
児童相談所全国共通ダイヤル	189	24時間対応

学校・家庭等における子どもに関すること

事業・機関名	電話番号	曜日・時間
すみだスクールサポートセンター	03-5247-2012	いじめに関する相談(24時間対応) その他の相談(月)～(金)午前9時～午後4時30分
教育相談 (すみだ生涯学習センター内)	03-5247-2012	毎日(祝祭日を除く)午前9時～午後5時
親子電話相談 (すみだ生涯学習センター内)	03-5247-2015	毎日(祝祭日を除く)午前9時～午後5時
ヤングテレフォン相談 (すみだ生涯学習センター内)	03-3616-1003	毎日(祝祭日を除く)午前9時～午後5時

区民相談

事業・機関名	電話番号	曜日・時間
すみだ区民相談室(区役所内)	03-5608-1616	相談内容によって異なる

心身等に関すること

事業・機関名	電話番号	曜日・時間
就学相談	03-5608-6304	(月)～(金)午前8時30分～午後5時
保健センター	向島保健センター 03-3611-6135 本所保健センター 03-3622-9137	(月)～(金) 午前8時30分～午後5時
女性相談	03-5608-6154	(月)～(金)午前8時30分～午後5時

警察機関による相談

事業・機関名	電話番号	曜日・時間
警察署相談窓口	本所警察署 03-5637-0110、向島警察署 03-3616-0110	
警視庁少年センター	台東少年センター 03-3828-1044 江戸川少年センター 03-3651-8567	(月)～(金) 午前8時30分～午後5時15分
ヤングテレホンコーナー(警視庁少年相談室)	03-3580-4970	24時間対応

就労相談

事業・機関名	電話番号	曜日・時間
ハローワーク墨田	03-5669-8609	(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分 第1・3土曜日午前10時～午後5時 ※就職に関する相談(月)・(木)午後7時まで

墨田区子ども・若者計画

概要版

平成 31（2019）年 3 月

発行 墨田区

編集 墨田区教育委員会事務局地域教育支援課

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

電話：03-5608-6311